

駿府城跡天守台野外展示 VR・AR 制作業務 委託仕様書

1 業務名

令和 7 年度観文歴委第 2 号駿府城跡天守台野外展示 VR・AR 制作業務

2 業務目的

静岡市は、駿府城跡天守台発掘調査で出土した徳川家康が築いた 2 つの天守台（天正期、慶長期）を保存・整備し、野外展示として公開することを計画している。

発掘された天守台の石垣の迫力はあるものの、それだけではかつての駿府城天守の姿を明確にイメージすることができないことから、天守の姿を視覚的に認識することを希望する声も多く存在している。しかし、重要な遺構の上に、復元構造物を（天守・天守台）を再建することは文化財保護の観点から許容されるものではない。また、現時点では駿府城天守に関する図面、指図等の正確な史料は皆無であり、その意匠や形態を確定することは困難である。

そこで本事業では、発掘調査に基づく研究成果、さらに建築史学をはじめとした専門家の知見（天守台や天守の推定復元案）に基づき、駿府城天守を高精細な VR（仮想現実画像）で再現し、それを天守台遺構に隣接して建築されるガイダンス施設における VR シアターやスマートフォン等のデバイスで体験できるコンテンツに効果的に活用することで、天守の姿を視認したいという人々の期待に応えるとともに、野外展示の理解を深めることに資していく。

そしてこの取り組みを駿府城エリアの歴史観光の目玉とすることと合わせて、歴史教育などへの活用を通して、静岡市の市民プライドの昂揚や静岡市への愛着を高めるものとしての展開も目論んでいく。

3 業務履行期間

契約締結後から令和 8 年 3 月 16 日（月）

4 業務内容

(1) 高精細コンピューターグラフィックス制作

① 慶長期駿府城天守・天守台のコンピューターグラフィックス制作

慶長期天守は、史料に限りがあるため正確な復元ができないことを前提とし、その旨がわかるような表現を行ったうえで、平成 2 年 3 月作成の静岡市報告書で検討されたことがある内藤昌氏の復元案をもとに再現案を検討し、高精細コンピューターグラフィックス（以下「CG」という。）で再現する。詳細な再現案の検討に際しては、他の復元案についても調査の上で根拠情報を整理する。

② 慶長期駿府城（本丸・二ノ丸・三ノ丸）の全体像・城下町

再現可能な建物や石垣・堀の CG を作成する（大手御門、東御門、巽櫓、坤櫓、清水櫓、仕切石垣などを想定）。城下町の可能な部分のみ作成する。

作成できない箇所は地形のみを再現するなど適切な表現を行う。再現に当たってはその精度（緻密さや質感等）については、提案すること。

- ③ CG の制作には、委託者が提供する図面等を使用することとし、それ以外の資料を使用する場合は、受託者の責任において収集すること。

（２）シアター映像作品制作

200インチ大画面で上映することを前提とした高精細 CG 等を活用し、臨場感と没入感のある駿府城天守の姿を体験するとともに、駿府城の歴史的価値や特徴について理解することができる約10分～15分の映像作品を制作する。映像内では、天守台を中心に慶長期以外の城の変遷が理解しやすい表現を盛り込む。なお、言語については、日本語、英語、韓国語、中国語（簡体字・繁体字）で作成するものとし、字幕は日本語字幕および英語字幕を作成すること。なお、英語版の作成にあたっては、日本語版を単に翻訳するのではなく、外国人目線でその魅力が伝わる内容とすること。

（３）ガイダンス用 VR システムの提案

スタッフあるいは利用者自らがコントローラー等を用いて、再現した駿府城 VR を操作しながら解説することができる VR の特性を生かした臨場感あるシステムを提案すること。そのほか成果物の活用方法についても積極的に提案すること。

（４）スマートフォン等デバイス向け AR コンテンツ開発

駿府城公園および周辺の複数箇所（4か所以上）において、再現した駿府城天守の姿を AR 体験できるスマートフォン等デバイス向けコンテンツを開発する。AR の画像と来場者の記念撮影写真などを持ち帰ることのできるような仕組みも加味する。

5 業務の進め方

- （１）受託者は、業務に先立ち業務実施スケジュール・業務実施計画書を契約後7日以内に提出し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- （２）受託者は、委託者の目的および意図を十分理解した上で、本業務を統括する責任者および適正な人員を配置し、効率的に業務を進めること。
- （３）受託者は、委託者と綿密に連携を図り、業務を進めること。委託者からの業務の進捗状況を把握するために資料（制作中の CG 画像等）を要求された場合は、速やかに提出すること。

- (4) 制作については、委託者が指定する監修者（学識経験者等）から指導を受けるものとする。

また制作過程においては数回（2～3回）の監修会議を実施し、監修者の確認を受けるとともに、監修会議確認事項を含め、再現考証の根拠をまとめたドキュメントを作成する。

- (5) 受託者は、受託者が行う業務の全てを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、業務を効率的に行ううえで必要と思われる場合は、委託者と協議の上、業務の一部を再委託することができるものとする。この場合、事前に委託者に対して書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、再委託の概算金額、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を報告しなければならない。

6 成果物の納品

- (1) 高精細コンピューターグラフィックス

- ① 駿府城天守・天守台・本丸・二ノ丸・三ノ丸の一部

- (2) シアター上映用映像作品（天正期、天正期の天守、駿府城の歴史など）

- ① 上映用動画データ（約10～15分）

- ② PR用ショートムービーデータ（約30秒）インターネット動画サイトアップロード可能ファイル形式を含む。

- (3) ガイダンス用VRアプリケーション等システムの提案

- ① VRアプリケーション

- ② VRアプリケーションを運用できるPC及びコントローラー等の備品一式

- (4) スマートフォン等デバイス向けARコンテンツ（駿府城公園及び周辺の4か所以上）

- ① iOS/Androidで稼働するアプリまたはWebコンテンツ

- ② アプリケーションをダウンロードし、問題なく起動できるタブレット端末2台

- ③ 上記②の機器と付属品とケース充電機器一式

- ④ 納品後1年間の運用及び保守を含む。

- (5) 操作手順マニュアル

操作方法や運用方法をまとめたドキュメント（紙媒体1部 PDFデータ）

- (6) VR再現考証レポート

再現考証に際して整理した情報や、監修会議の記録などをまとめたドキュメント（紙媒体1部 PDFデータ）

7 その他

- (1) 本業務の実施に必要な各種法令や条例に基づいた許認可等の手続きが必要

な場合は、原則として受託者が代行して行い、それに必要な手数料等経費については、見積額（契約額）に含めること。

- (2) 本業務の成果物に係る著作権は原則として委託者に帰属するものとする。
- (3) 成果物に含まれる第三者の著作権、商標権、その他の権利の使用については、書面で承諾を得るとともに、委託者に書面で報告すること。またこれらにかかる費用については、見積額(契約額)に含めること。
- (4) 著作権等に関する紛争が生じた場合は、受託者の責任において対応するものとする。
- (5) 成果物の瑕疵については、速やかに対応し、納品後 1 年間は無償で対応するものとする。その他の事由で修正等が生じた場合の対応については、委託者との間で協議するものとする。
- (6) 受託者は、業務の遂行にあたって、疑義が生じたとき、本仕様書に定めのない事項又は不明な点がある場合は、その都度、委託者と協議の上決定するものとする。